平成２６年度公益目的支出計画実施報告書について

当協会（平成２６年４月１日に一般社団法人に移行）は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第１２７条等の規定に基づき、平成２６年度の公益目的支出計画の実施状況を明らかにする書類（以下「公益目的支出計画実施報告書」という。）を作成し、その概要を第２回通常総会に報告しました。

しかし、本公益目的支出計画実施報告書とこれについての監事の監査報告は、総会で承認された貸借対照表、正味財産増減計算書、事業報告及びこれらについての監事の監査報告と併せて、６月末までに認可行政庁である埼玉県に提出することになっていますので、総会の後、県のご指導をいただき、以下のとおり総会提出資料を修正し６月２９日付けで県に提出しました。

【平成２６年度公益目的支出計画実施報告書の内容】

１　公益目的財産額　算定日　平成２６年３月３１日
　　財産額　３５，１７６，１３３円
　　（平成26年6月24日付け水環第200号の財産額確定通知書による）

２　当該事業年度の公益目的収支差額（(1)＋(2)－(3)）　（計画）

	6,641,572円	（ 6,408,425円）
(1)前事業年度末日の公益目的収支差額	0円	（ 0円）
(2)当該事業年度の公益目的支出の額	9,282,118円	（ 9,800,479円）
(3)当該事業年度の実施事業収入の額	2,640,546円	（ 3,392,054円）

３　当該事業年度末日の公益目的財産額　28,534,561円（28,767,708円）

４　２の欄に記載した額が計画した見込額と異なる場合、その概要及び理由

２（３）の実施事業収入の額が計画より減少した理由は、浄化槽総合講習会の開催日が衆議院総選挙の投票日と重なり、参加者が昨年と比べ減少（110名減）したこと、また県委託事業（浄化槽法定検査受検促進業務）の委託費が減少したことによるものです。２（２）公益目的支出の額についても、前述の収入減少に関連して支出額が減少したものです。

５　公益目的支出計画の状況

公益目的支出計画の完了予定事業年度の末日　平成３２年３月３１日